

講習No.
U33
選択

中学校と高等学校での学校事故への法的問題

講習の開催地

宇治キャンパス

講習の期間

平成26年11月29日(土)

受講料

6,000円

対象職種

教諭、養護教諭

定員	時間数	試験方法	担当講師	榎 博行(白鷺大学法学部教授・京都文教大学非常勤講師)
50人	6時間	筆記試験		

主な受講対象者 中学校・高等学校教諭、養護教諭

講習の概要

近時学校現場では、生徒が授業中を問わずさまざまな事故に遭遇しています。また、保健衛生に関わる事故も多く発生するようになってきました。これらの学校事故に教師が直面した場合に心がけていただきたいさまざまな法的な事項があります。そこで、学校内で事故が発生した場合のスムーズな対処のために、具体的な事例を用いながら講義を通じてこれらを解説します。

1限 9:00~10:30(90分)	2限 10:40~12:10(90分)	3限 13:10~14:40(90分)	4限 14:50~16:20(90分)
学校トラブルにおける法律関係 学校の事故や事件で適用される民法と国家賠償法についてお話しします。	校内・校外授業でのトラブル 校内・校外授業で発生する事故や事件に関する法的関係をお話しします。	授業時間外・ 放課後に発生するトラブル 授業時間外・放課後に発生する事故や事件に関する法的関係をお話しします。	児童生徒間の暴行・ 教師の加害行為によるトラブル・ 修了認定試験 いじめや暴行、体罰やしごきによって発生するトラブルの法的関係をお話しします。この講義の最後に修了認定試験40分(講義時間を含む)を行います。

備考

講習No.U28と同様の構成ですが、それぞれ、主な受講対象としている学校種の事例に基づいた講習を行います。勤務状況にあわせて講習をお選びください。特別支援学校にお勤めの方は、講習No.U28の受講をおすすめします。